新たに秋津公園におけるキッチンカー、移動販売車の試行販売を社会実験として実施するため、販売事業者を募集します。

#### 1. 目的

公園利用者の利便性増進等のため、これまで実施している市内2公園(香澄公園、茜浜緑地) に加えて、秋津公園においてキッチンカー等の試行販売を実施し、需要を確認することを目的と します。

## 2. 出店場所

#### 秋津公園

出店の具体的な場所は、個別に協議させていただきます。希望に添えないこともありますのであらかじめご理解ください。

なお、市としては、秋津公園は野球場及びサッカー場の外周 (別添地図参照) を推奨いたします。

#### 3. 募集期間

令和7年8月4日(金)から令和8年2月27日(金)まで

#### 4. 試行販売実施期間

令和7年7月10日(木)から令和8年3月31日(火)まで 時間は下記の範囲内

#### 「秋津公園]

8時30分~17時00分: 7月10日(木)~ 8月31日(日) 9時30分~17時00分: 9月 1日(月)~ 9月30日(火) 9時30分~16時30分:10月 1日(水)~ 2月28日(土) 9時30分~17時00分: 3月 1日(日)~ 3月31日(火) 上記以外の時間を希望する場合は調整いたします。

出店希望日、希望時間は原則として出店の1週間以上前にご相談ください。 イベント等が開催される場合、出店希望に添えないことがあります。

### 5. 出店料

社会実験としての試行販売であるため、免除します。

[本来は習志野市使用料条例に基づき、1台1日3.450円 (230円×15㎡)]

### 6. 参加資格

- (1) 食品営業許可書(自動車)を保健所から受けている者であること。
- (2) 食品衛生責任者等資格を有する者であること。
- (3) 生産物賠償責任保険等に加入している者であること。
- (4) 暴力団・暴力団員またはそれらと関係を持つ者でないこと。

#### 7. 出店条件等

- (1)保健所において許可を受けたキッチンカーまたは自走式の移動式販売車とします。
- (2) 出店場所に日をまたいでキッチンカー等を止め置くことは、原則として認めません。故障 等やむを得ない場合は公園緑地課に連絡し、承諾を得てください。
- (3) 出店日ごとの販売食数、収支等を実施の翌月中に市に書面報告するものとします。
- (4) 販売する品目は酒類を除く飲食物とします。
- (5) テイクアウト (持ち帰り) 販売とし、客が飲食するためのテーブル・イス等の設置はできません。
- (6) 販売・運営に伴う一切の費用は出店者が負担するものとします。
- (7) 運営に際し必要な電源・ガス・水等は出店者が用意してください。公園の電気、水道等の 設備の使用はできません。
- (8) 運営に際し生じたごみについては、各出店者が回収・処理するものとします。当該公園に ごみ入れは設置していません。客への注意喚起を行ってください。
- (9) 音響機器を用いた呼び込みやBGMについては、香澄公園駐車場脇は住宅地に隣接、茜浜緑地第二駐車場脇は斎場に近いため禁止とします。茜浜緑地第一駐車場においても周辺の環境に配慮し、最小限としてください。
- (10) 販売の権利を第三者に譲渡・転貸することは認めません。
- (11) 運営に関する事故や苦情があった場合は、速やかに市に報告するものとします。
- (12) 客や公園利用者等とのトラブルについては各出店者の責任とします。
- (13) 販売の際、市から受けた公園内行為許可書を店頭に掲示してください。
- (14) キッチンカー等の搬入・搬出に際しては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行で進入してください。
- (15) 公園内は火気厳禁であるところ、このキッチンカー等は特別に許可するものですので、習 志野市火災予防条例を遵守し、油漏れ・油はね対策をはじめ、防火対策は徹底してください。
- (16)油や食材カス等を踏んだ履物で歩くことがないよう、車内・車外で履物を履き替える等、 対策を講じてください。
- (17) キッチンカー等の車内外を整理整頓し、清潔感を保ってください。車外に荷物や食材を出さないようにしてください。
- (18) 毎日販売後に出店場所の清掃を行ってください。
- (19) 出店予定日に支障があって出店できない場合は、市に速やかに連絡してください。なお、 出店しないことが度重なる場合、許可を取り消すこともあります。
- (20) 同一日時・同一場所に応募多数の場合は抽選または市で調整します。
- (21) 茜浜緑地第一駐車場内を希望する場合は、駐車場利用者・コミュニティバス等の通行の妨げとならない位置を設定してください。なお、出店希望位置は市と調整していただく場合があります。

# 8. 申請書類等

- (1)公園内行為許可申請書
- (2) 公園使用料減免申請書(押印必要)
- (3) キッチンカー等の概要がわかる書類(車両の写真、車両のサイズがわかる書類、販売価格がわかる販売品目一覧、発電機・ガスコンロ等燃料を使用する機材の概要)
- (4) 食品営業許可証の写し
- (5) 生産物賠償責任保険等に加入していることを示す書類の写し
- (6) 出店希望位置の詳細を明記した書類
- (7) 出店希望日、出店希望時間(申請時にまだ決定していない場合は後日提出も可能ですが、原則、出店希望日の1週間以上前に提出してください)

「申請書提出・問合せ先」

習志野市 都市環境部 公園緑地課(市役所4階)

**7275-8601** 

習志野市鷺沼2-1-1

TEL 047 (453) 9297

FAX 047 (453) 7384

E-mail kouen@city.narashino.lg.jp

担当 西郡、新井、堀江